

中国残留邦人等に対する支援・相談員及び自立支援通訳の配置に関する要綱

(目的)

第1条 中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支援・相談員」及び「自立支援通訳」を配置し、支援・相談員が中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 本事業は、西宮市が厚生労働省の委託及び補助を受けて実施する。

(業務内容)

第3条 (1)「支援・相談員」

ア 支援・相談員は、中国残留邦人等に対する支援給付事務を行う職員（以下「職員」という。）の補助業務を行う。

イ 支援・相談員は、単独又は必要に応じて職員に同行し、家庭訪問を行い、家庭訪問を通じて中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点をふまえ、中国残留邦人等に最も適した支援メニューの活用を助言する。

ウ その他、日常生活上の生活相談等に関することを行う。

(2)「自立支援通訳」

ア 中国残留邦人等が巡回健康相談を受ける場合に通訳を行う。

イ 中国残留邦人等が医療機関で受診する場合に通訳を行う。

ウ 中国残留邦人等が支援給付実施機関等の関係行政機関から、援助を受ける場合に通訳を行う。

エ 中国残留邦人等が学校生活上生じた問題や進路について相談する場合に通訳を行う。

オ 中国残留邦人等が介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合に通訳を行う。

カ 中国残留邦人等が一時帰国旅費の支援を受け一時帰国した場合に通訳を行う。

キ 中国残留邦人等が別に定める「職場体験学習実施要領」により実習を受ける場合に通訳を行う。

ク 中国残留邦人等が自らの業務に必要な技能・技術及び知識の向上を図るため、公共職業能力開発施設認定職業訓練を実施する施設及び兵庫県知事から職場適応訓練の実施を委託された事業所で実施する短期間の訓練課程を受講する場合に通訳を行う。

(活動日数)

第4条 支援・相談員の活動日数は西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則に基づき別途定めることとし、自立支援通訳は必要に応じて行うものとする。

(支援・相談員の任用及び自立支援通訳の委嘱)

第5条 支援・相談員の任用及び自立支援通訳の委嘱に際しては、概ね次の条件を備えるものとし、支援を受ける中国残留邦人等の意向を尊重する。

(1) 中国残留邦人等に深い関心を持ち、言葉の問題、生活習慣の違い及び中国在住時、帰国後の苦勞を十分理解していること。

(2) 中国残留邦人等の言葉が理解できる者

なお、支援対象となる者が日本語に支障ない場合には、上記の要件を備えていることを要しない。

(支援・相談員及び自立支援通訳の留意事項)

第6条 支援・相談員及び自立支援通訳は次の留意事項を遵守しなければならない。

(1) 支援・相談員及び自立支援通訳は、業務を行うに当たって、中国残留邦人等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

(2) 支援・相談員及び自立支援通訳は、業務を行うに当たって、職員と緊密な連絡を保たなければならない。

(支援・相談員及び自立支援通訳の解任)

第7条 支援・相談員及び自立支援通訳が次のいずれかに該当する場合には、解任することができるものとする。

(支援・相談員及び自立支援通訳に対する報酬等)

第8条 報酬及び活動費は次のとおりとする。

(1) 報酬

西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則に基づき別途定める。

(2) 活動費（交通費）

公共交通機関を利用した場合の実額旅費。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。